

門真市公立園最適化基本計画

令和4年9月

門 真 市

目 次

1. 計画の趣旨	P.1
2. 北部地域の公立園等の状況	
(1) 浜町保育園の状況	P.2
(2) 上野口保育園の状況	P.2
(3) 大和田幼稚園の状況	P.3
(4) 北部地域の公立園を取り巻く状況	P.3
3. 北部地域の公立園の整備方策と整備行程	
(1) 北部地域の公立園の整備方策	P.5
(2) 北部地域の公立園の整備行程	P.5
4. 上野口保育園と大和田幼稚園の在園児への対応	P.7
5. 計画の進捗管理	P.8
【参考資料】	
・門真市公立園最適化基本計画策定委員会設置要綱	P.11
・門真市公立園最適化基本計画策定委員会委員名簿	P.12

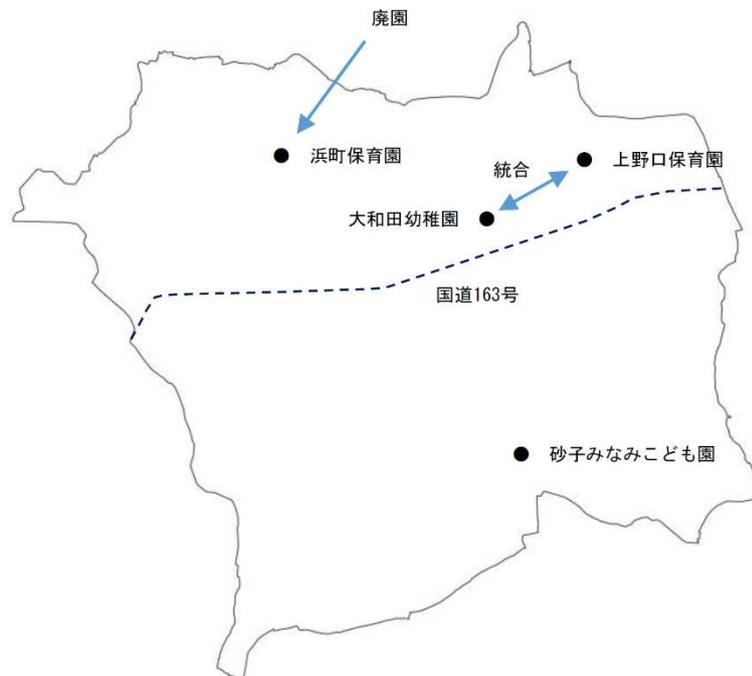
1. 計画の趣旨

近年の少子化の進行による子どもの数の減少や女性の社会進出など、子どもを取り巻く環境の変化による教育・保育へのニーズが多様化していることや、本市の就学前児童人口が減少し続けており、今後も減少傾向が続くと推計されていることなどから、今後の公立園のあり方を示した「門真市公立園最適化基本方針（以下「基本方針」という。）」を令和2年3月に策定しました。

基本方針においては、今後、公立園、私立園のいずれにおいても運営への影響が大きくなると予想されることから、将来の就学前児童人口等を勘案したうえで、公立園を適切な施設数とするため、国道163号を境として南北地域に分かれる教育・保育提供区域の各区域に1園へと再編する方針や、就学前教育・保育等の充実・発展のために公立園が果たしていく役割を示しました。

本基本計画は、基本方針で示された公立園の再編方針に基づき、北部地域の公立園のうち、すでに廃園した浜町保育園を除く上野口保育園及び大和田幼稚園を1園の認定こども園に統合するための今後の具体的な方策を定めるものです。

【基本方針で示した公立園の再編案】



2. 北部地域の公立園等の状況

(1) 浜町保育園の状況

浜町保育園は基本方針を策定した令和2年3月現在、利用期限が令和4年3月末日と定められた仮設園舎で保育を実施していたことから、利用期限までに卒園することができない在園児の保育環境を確保するための方策を早期に定める必要がありました。

そのため、本基本計画の策定に先立ち、令和2年7月に「門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画（以下「調整計画」という。）」を策定し、浜町保育園の廃園に向けた調整を進めました。

その結果、すべての在園児が卒園又は希望する近隣の私立保育所・認定こども園等へ転園しましたので、令和4年3月末日をもって廃園しました。

調整計画に沿って実施した方策

方策	主な実施内容
近隣の私立保育所・認定こども園等への転園	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度現在0歳児～3歳児クラスの在園児を対象に希望する転園先への優先的な入所を実施 令和2年度現在1歳児～3歳児クラスの在園児を対象に転園に係る初期費用等の補償として転園準備給付金を支給

※調整計画では、「公共施設を一部改修し活用する施設での保育」も方策の1つとしていましたが、最終的な意向調査の結果、すべての保護者が「近隣の私立保育所・認定こども園等への転園」を希望されたため、実施していません。

(2) 上野口保育園の状況

上野口保育園の在園児数は、令和4年4月1日時点で55人、認可定員に対する充足率は78.6%となっています。

園舎の状況を見ると、平成30年に耐震工事を行ったため、耐震性能はあるものの、築年数は54年となっています。

また、都市計画道路寝屋川大東線の影響などを踏まえると、令和9年度以降は現在の園舎・園庭が使用できなくなる見込みとなっています。

利用者の状況			建物の状況	
認可定員	在園児数	充足率 (在園児数/認可定員)	建築年 (築年数)	耐震性能
70人	55人	78.6%	昭和43年 (54年)	あり ※平成30年度に 耐震工事完了

※在園児数は令和4年4月1日現在

(3) 大和田幼稚園の状況

大和田幼稚園の在園児数は、令和4年4月1日時点で16人、充足率は12.3%と認可定員を大幅に下回っており、在園児数がさらに減少すると、子どもたちが多様な人間関係を築き、相手の思いをくみ取ろうとする力や多様な人間関係を築くためのコミュニケーション能力など、多くの子ども達が触れ合う中で育まれる力を育成するうえで望ましいとされる規模の維持が難しくなります。

園舎の状況を見ると、平成26年度の耐震診断の結果、耐震性能はあるものの、築年数は45年と上野口保育園ほどではありませんが、築年数に応じた老朽化が進んでいます。

また、園庭1337.0㎡のうち、入口を含む478.8㎡が借地となっています。

利用者の状況			建物の状況	
認可定員	在園児数	充足率 (在園児数/認可定員)	築年数	耐震性能
130人	16人	12.3%	昭和52年 (45年)	あり ※平成26年度に 耐震診断を実施

※在園児数は令和4年4月1日現在

(4) 北部地域の公立園を取り巻く状況

①就学前児童人口について

令和2年3月に策定した「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」では、令和2年度から令和6年度までの就学前児童人口などを推計しており、就学前児童人口は減少し続けると見込まれています。

その中で、令和2年度から令和4年度までの就学前児童人口の推計人数と実人数を比べると、いずれの年度も実人数が下回っており、想定していたよりも就学前児童人口の減少が進んでいることが分かります。

【門真市第2期子ども・子育て支援事業計画における就学前児童人口の推計人数と実人数】

推計人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	実人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度
北部地域	推計人数	2270人	2254人	2205人	北部地域	実人数	2236人	2167人	2129人
	減少率	-	0.7%	2.2%		減少率	-	3.1%	1.8%
南部地域	推計人数	2113人	2059人	1982人	南部地域	実人数	2055人	1986人	1878人
	減少率	-	2.6%	3.8%		減少率	-	3.4%	5.5%
市全域	推計人数	4383人	4313人	4187人	市全域	実人数	4291人	4153人	4007人
	減少率	-	1.6%	3.0%		減少率	-	3.3%	3.6%

②門真市のまちづくりの進展による北部地域の就学前教育・保育施設の利用者数への影響について

基本方針の策定後、「松生町商業施設計画」や「門真市幸福町・垣内町地区まちづくり用地活用事業」が進められており、それに伴うマンション建設等が一定数の子育て世帯の流入や流出抑制につながることで、北部地域の就学前教育・保育施設の利用者数（以下「北部地域の施設利用者数」という。）に影響を与える可能性がありますので、基本方針に基づき北部地域の公立園の再編を進めた場合でも待機児童を生じることがないか検証するため、これまでの就学前児童人口の推移等により、今後の北部地域の施設利用者数を推計しました。

その結果、マンション建設等の影響により、北部地域の施設利用者数の減少傾向は鈍化し、一時的に増加に転じる時期があるものの、全体を通しては減少傾向が続く結果となりましたので、既存の施設で就学前教育・保育の需要を満たすことができると見込まれます。

今後の北部地域の施設利用者数の推計

(1) 北部地域の就学前児童人口の実績から減少率を算出

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
就学前児童人口	2638人	2553人	2487人	2468人	2411人	2316人	2236人	2167人	2129人
前年からの減少率		3.3%	2.6%	0.8%	2.3%	4.0%	3.5%	3.1%	1.8%



北部地域の施設利用者数の「前年からの推計人数」は令和4年の就学前児童人口の減少率が続くものとして算出。その後に開発の影響を加算

(2) 北部地域の就学前児童人口の減少率を北部地域の施設利用者数に適用。松生町の開発と幸福町・垣内町の開発による影響を加算

	実績	推計							
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
①前年からの推計人数 (前年の④に減少率1.8%で算出)	1497人	1470人	1444人	1422人	1402人	1383人	1378人	1381人	1387人
②松生町の開発による影響	-	-	4人	5人	6人	4人	0人	2人	-
③幸福町・垣内町 の開発による影響	-	-	-	-	-	16人	28人	29人	17人
④開発による影響を 加算した推計人数	1497人	1470人	1448人	1427人	1408人	1403人	1406人	1412人	1404人
⑤開発による影響を 加算した際の減少率	-	1.8%	1.5%	1.5%	1.4%	0.5%	-0.3%	-0.5%	0.6%

※開発による影響は、最大6年間継続するものと想定しています。（就学前児童は0歳児から5歳児までのため）

※②③の各年の人数は、平成29年の中町におけるマンション建設の影響に基づき算出しています。なお、松生町の開発は令和6年から、幸福町・垣内町の開発は令和9年から施設利用者数に影響すると見込んでいます。

3. 北部地域の公立園の整備方策と整備行程

(1) 北部地域の公立園の整備方策

今後のまちづくりの進展を踏まえた北部地域の施設利用者数の推計により、基本方針に沿って公立園の再編を進めた場合でも待機児童が生じないと見込まれることから、北部地域の公立園を1園の認定こども園とするための方策を検討しました。

浜町保育園は令和4年3月末日に廃園しているため、北部地域に残る上野口保育園と大和田幼稚園の2園を1園の認定こども園へ統合する整備方策について、各施設の利用者数や園舎の状況、都市計画道路寝屋川大東線にかかる上野口保育園への影響などを踏まえて検討した結果、「大和田幼稚園の現園舎を活用」して上野口保育園と大和田幼稚園を統合した幼保連携型認定こども園を整備することとしました。

整備方針	上野口保育園と大和田幼稚園を統合し、認定こども園1園へと再編
整備する施設の種別	幼保連携型認定こども園
園舎の整備方法	大和田幼稚園の現園舎を活用
整備した施設の運用開始予定日	令和8年4月1日
認可定員	90人程度

(2) 北部地域の公立園の整備行程

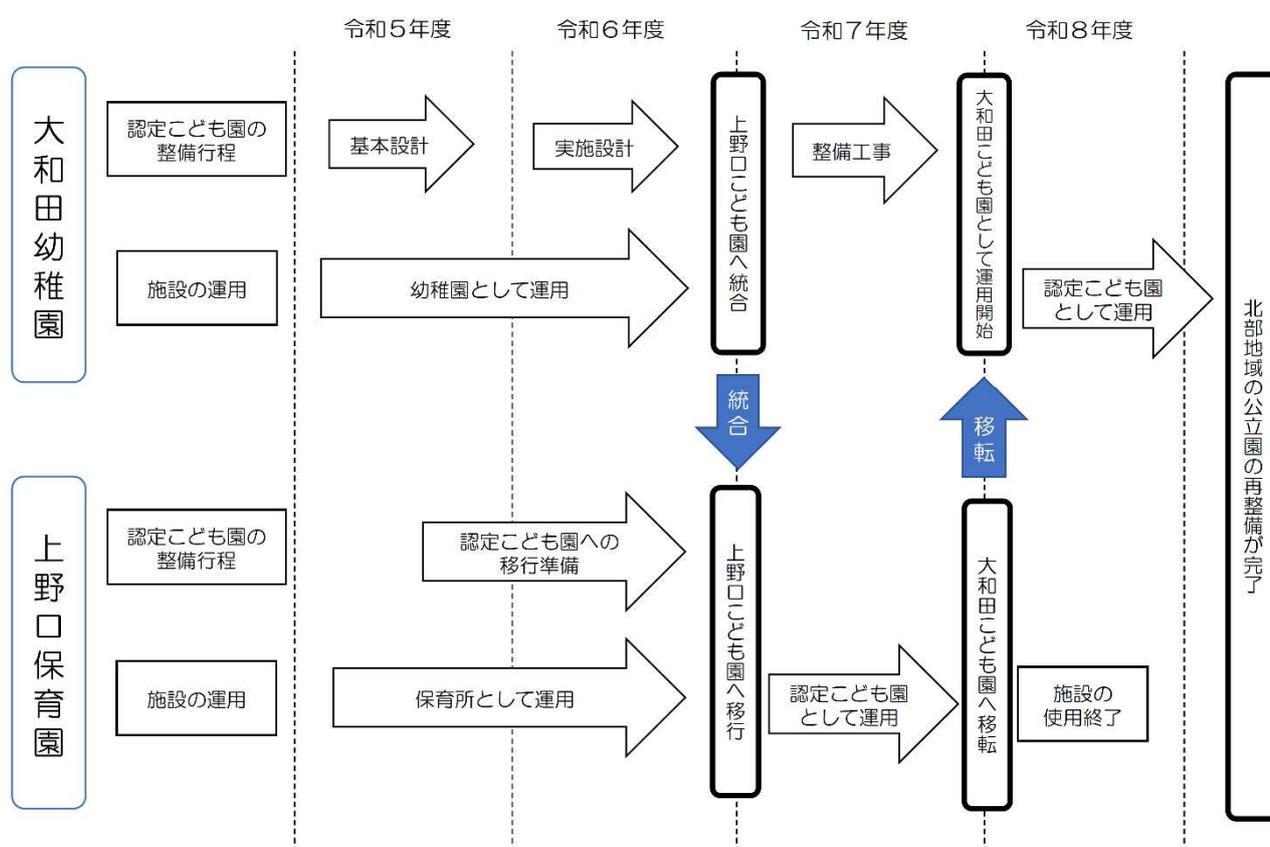
大和田幼稚園を幼保連携型認定こども園とするためには、調理設備（給食棟）の整備や教室（保育室）の区割りの見直しを行う必要がありますので、施設整備に伴う工事が必要になります。

整備工事を行う間は大和田幼稚園で教育を提供することが難しいことから、令和7年4月に上野口保育園を（仮称）幼保連携型認定こども園上野口こども園（以下「上野口こども園」という。）へ移行し、大和田幼稚園の在園児を受け入れることで引き続き教育を提供します。

そして、令和8年4月に上野口こども園の在園児を整備工事が完了した大和田幼稚園で受け入れ、（仮称）幼保連携型認定こども園大和田こども園（以下「大和田こども園」という。）として運用を開始します。

上野口こども園の施設は、在園児を大和田こども園で受け入れた時点で使用を終了することとし、北部地域の公立園の再編を完了します。

整備行程と施設の運用



※上野口保育園と大和田幼稚園を統合し、上野口こども園へ移行する際は、上野口保育園と大和田幼稚園の廃園及び上野口こども園の新設となります。

※上野口こども園から大和田こども園へ移転する際は、上野口こども園の位置等の変更となります。

4. 上野口保育園と大和田幼稚園の在園児への対応

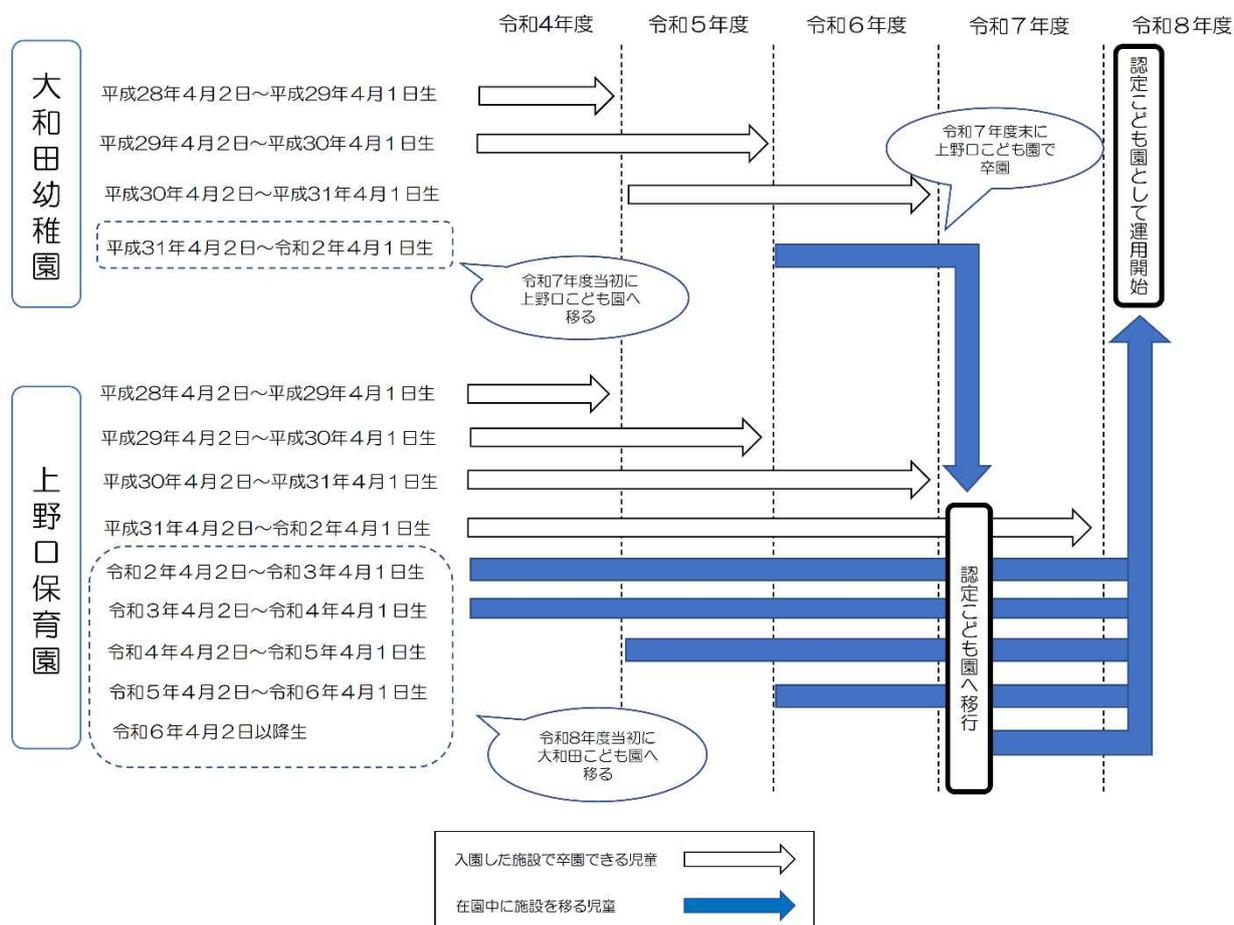
施設の整備を進める中で、大和田幼稚園の在園児は令和7年4月に、上野口こども園の在園児は令和8年4月に通園する園舎を移ることになります。

教育・保育を提供する環境が変わり、子どもたちに大きく影響を与えることとなりますので、在園児の保護者に対して十分に説明を行ったうえで、移転作業を進めていきます。

在園する児童が施設を移る時期と対象

時期	移動元 移動先	対象
令和7年4月	大和田幼稚園 ↓ 上野口こども園	平成31年4月2日～令和2年4月1日に 生まれた児童
令和8年4月	上野口こども園 ↓ 大和田こども園	令和2年4月2日以降に生まれた児童

施設整備に係る在園児の動き



5. 計画の進捗管理

本計画のとおり、上野口保育園と大和田幼稚園の統合に向けた整備等を進めるため、逐次、進捗管理を行い、問題が生じた場合は調整のうえ必要な改善を行います。

また、整備による影響を受けることとなる上野口保育園と大和田幼稚園の保護者には十分に説明を行い、丁寧な対応に尽力します。

參考資料

門真市公立園最適化基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 門真市公立園最適化基本方針に基づき、少子化等の社会情勢の変化及び本市における教育・保育の需給動向に応じた公立園の配置を検討し、再編等を行うため、門真市公立園最適化基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、門真市公立園最適化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長はこども政策課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

管財統計課長、障がい福祉課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、門真市立保育園長、門真市立認定こども園長、こども発達支援センター長、門真市立幼稚園長、都市政策課長、地域整備課長、教育委員会事務局学校教育課長
--

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども部こども政策課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画の策定を完了した日をもって、その効力を失う。

門真市公立園最適化基本計画策定委員会 委員名簿

【令和3年3月11日～令和3年3月31日】

役職	氏名	所属
委員長	美馬 忠法	こども政策課長
副委員長	高田 隆慶	企画課長
委員	木本 吉則	管財統計課長
委員	狩俣 政美	障がい福祉課長
委員	寺西 乾二	子育て支援課長
委員	西川 和志	保育幼稚園課長
委員	明浄 慶子	上野口保育園長
委員	岩根 克美	浜町保育園長
委員	清水 玉美	砂子みなみこども園長
委員	石丸 琢也	こども発達支援センター長
委員	中川 のり子	大和田幼稚園長
委員	平山 正和	都市政策課長
委員	長光 俊幸	地域整備課長
委員	向井 祐樹	学校教育課長

【令和3年4月1日～令和4年3月31日】

役職	氏名	所属
委員長	美馬 忠法	こども政策課長
副委員長	高田 隆慶	企画課長
委員	高岡 伸郎	管財統計課長
委員	木本 吉則	障がい福祉課長
委員	高田 育子	子育て支援課長
委員	笹井 麻里子	保育幼稚園課長
委員	明浄 慶子	上野口保育園長
委員	岩根 克美	浜町保育園長
委員	清水 玉美	砂子みなみこども園長
委員	白川 陽子	こども発達支援センター長
委員	中川 のり子	大和田幼稚園長
委員	平山 正和	都市政策課長
委員	長光 俊幸	地域整備課長
委員	高山 拓也	学校教育課長

【令和4年4月1日～令和4年9月2日】

役職	氏名	所属
委員長	美馬 忠法	こども政策課長
副委員長	船木 慎二	企画課長
委員	高岡 伸郎	管財統計課長
委員	木本 吉則	障がい福祉課長
委員	高田 育子	子育て支援課長
委員	笹井 麻里子	保育幼稚園課長
委員	明浄 慶子	上野口保育園長
委員	清水 玉美	砂子みなみこども園長
委員	白川 陽子	こども発達支援センター長
委員	中川 のり子	大和田幼稚園長
委員	平山 正和	都市政策課長
委員	長光 俊幸	地域整備課長
委員	高山 拓也	学校教育課長

